

朝鮮王朝初期における

日朝関係史上の朝鮮官人を追って

七里方浜高校 中 田 稔

一 はじめに―日朝関係史上の官人たち

室町時代に相当する朝鮮王朝初期において一四七五年に刊行された『海東諸国紀』は、印刷されたものとしては最も古い日本地図数葉が掲載され、中世日朝関係を研究するうえで欠かせない文献とされている。その中に収められる「朝聘応接記」は、日本国王はもとより大内・大友・細川など西国の「巨酋」（守護大名）さらには対馬島主宗氏、そしていつでも倭寇に転じうる対馬・壹岐・肥前松浦の「諸酋」（中小豪族）の使節に対する朝鮮側の接待マニュアルであり、一四世紀後半以来のいわゆる前期倭寇にたいする朝鮮王朝の試行錯誤の集大成であった（参考文献A・B）。その著者申叔舟は、一五世紀後半にあつては唯一と云つて良い日本通の官人で、壬辰倭乱（文祿の役）時に領議政（日本の太政大臣に相当）であつた柳成龍の『懲瑟録』によれば、その死にあたり、国王成宗に対し「願わくば王、日本との和を失する事勿かれ」と上申したという逸話が伝わっている。彼の業績は南方の「倭人」対策だけでなく、北方の「野人」（女真族）への出兵や懐柔、宗主国明への数度の使行など、朝鮮を中心とした「事大交隣」外交全般に及ぶ。さらに、訓民正音（ハングル）制定にも深く関わり、数多くの詩文を残すなど文化人としての評価も高く、歴代国王の信任も厚かつた。申叔舟の日本知識は、足利義教の弔慰・新將軍義勝就任祝賀を目的として、一四四

三年に通信使書状官として来日した時の見聞がベースである（参考文献A）。

日本知識の集大成としての『海東諸国紀』ができあがるまでの、一五世紀前半の「朝鮮王朝実録」（『太宗実録』『世宗実録』等、朝鮮王朝の王代ごとに編年体で編纂された記録の総称。以下、「実録」と略記）を検討すると、倭寇を克服し、日朝間の通交秩序を確立する上で中心的な役割を果たした何人かの官人たちの存在につきあたる。

例えば、己亥東征（応永の外寇）の翌年（一四二〇）来日した回礼使宋希環に随行した訳官尹仁甫は、帰国後、倭寇禁圧には財力に乏しい日本国王（足利将軍）より西国の守護大名の方を重視すべきことを復命している。尹仁甫に関する記事は、太宗代（在位一四〇一―一四一八）の一四一五年頃から見られ、世宗代（在位一四一八―一四五〇）には回礼使・通信使の副使として二度来日している。

さらに、一四二九年に將軍足利義持の弔慰のために来日した日本通信使朴瑞生は、日本の国情に関し、一五項目にわたる詳細な觀察・復命をおこなっており、戦前から注目されてきた（参考文献C）。本報告においては、この二人以上に日本を数多く訪れ、高麗王朝末から朝鮮王朝初期にかけての日朝関係そのものを一身に体现する人物として、李芸という官人を紹介する。

李芸の記事は一四世紀末から一五世紀前半にかけての「実録」にしばしば登場するため、戦後日本の日朝関係史研究諸論稿において、日本事情に精通した官人として評価されてきた（参考文献C・D・E）。本報告ではその活動を簡潔に整理し、さらに、彼の後孫である鶴城李氏（鶴城は蔚山）現・蔚山広域市の雅名で、この一族の本

貫)の後孫たちからどのような人物として顕彰されてきたかを検討し、それらを通して得られる若干の所感を記したい。

二 李芸の対日活動

『世宗実録』に所載の李芸の卒記(卒伝)。「世宗実録」卷一〇七、二七年二月丁卯条)によれば、李芸は八歳の時に母が倭寇の被虜となつて連れ去られ、洪武丙子(一三九六)年末、当時蔚山郡の吏であつた李芸の上司李殷が倭寇によつて対馬に連行された際に後を追つて対馬に渡り、李殷によく仕え、共々生還したという。また、庚辰(一四〇〇)年には回礼使尹銘に随つて日本の三島(杵岐・対馬・肥前松浦)に入り母を捜す。対馬島において尹銘が島主宗靈鑑に拘束されるとその代役として杵岐に渡り、島主志佐氏との通交に成功、被虜の刷還(捜索と返還)・賊の禁圧を請うたという。ついに母は捜し得なかつたが、倭寇が未だ沈静化し得ていない状況の中、上司尹銘に替わり外交官としての任務を果たしたのである。『太宗実録』『世宗実録』では、その翌年から世宗二五(一四四三)年にかけて、記録に残るだけでも一六回にわたる渡日の具体的記事を確認でき、そこに見られる李芸の対日活動を略述すれば以下の如くである。

①訪れた地域の多さ

李芸は日本通信使・回礼使として京都を四回は往復しており、その往路・帰路に西日本各地を訪れた。朝鮮王朝の使節派遣は日本の国情探索と西国守護大名への挨拶・倭寇禁圧要請に主眼が置かれていたので、使行にあつては西国守護大名への書簡と礼物(土産)を持参するのが常であつた。例えば、李芸は、先ほども触れた(一四二九年)に將軍足利義持の弔慰のために来日した)通信使朴瑞生に

副使として随行しているが、この時彼らは「日本国王」への書契と祭文を整え、対馬島主宗貞盛・早田左衛門太郎(宗貞盛に匹敵する勢力を持つ対馬の「倭商」)・少弐氏・洪川氏(当時の九州探題)・杵岐の佐志氏と志佐氏・大内氏への書・礼物を携えていた。朝鮮使節はこれらの勢力への挨拶を欠かさなかつた。使行の途上、李芸らが対馬や杵岐の他、博多・山口に立ち寄つたことは容易に想像できる。

李芸の立ち寄つた地域はこれだけではない。

太宗八(一四〇八)年、李芸は日本への使行の途中で暴風に遭遇し、石見国に漂着、大内盛見の救護を受けている。山陰地方と李芸のこのような縁は、のちに石見国長浜領主周布氏の朝鮮通交へつながる。

太宗十五(一四一五)年、琉球に転売された被虜の刷還を目的とした琉球国への遣使が話題に上つたが、海路の険しさ・遠さを聞き、行きたがる者は皆無であつたという。そこで李芸に白羽の矢が立つ。翌(一四一六)年李芸は琉球国通信官として使行し、被虜四名を刷還した。朝鮮人官人の琉球渡航は、この時の李芸のみであつた。

このように見ると、李芸の活動範囲は、対馬・杵岐・博多から瀬戸内・京都、または肥前松浦・薩摩・琉球、そして石見と、ほぼ西日本全域(日本海・瀬戸内海・東シナ海)に及んだことになる。

②外交以外の活動―特に商業活動

李芸の訪日は、通信使・回礼使など外交交渉が名目だったが、本来の任務以外に、貿易活動も行っていたようだ。以下は、世宗一四(一四三三)年、回礼使(正使)としての使行の際の出来事である。

この年に漢城を發つた李芸一行は、翌年(永享五年・一四三三)

室町第において將軍足利義教と会見した。京都では騎馬二〇余を含む李芸一行に対し、見物人たちが路頭に満ちていたという〔薩戒記〕永享五年正月二六日。帰路、一行は海賊に襲われる。〔世宗実録〕には、李芸に同行した副使・金久阿の上申が記載されている。

金久阿によれば、李芸はこの使行の往路、博多において旧知の倭人の綿紬を多く積み込んだ。それらは持参した朝鮮産の綿紬より価値があつたので、持参した朝鮮産綿紬では絹や漆を買うことが出来なかつたという。帰路では、尾道において、やはり博多倭人の銅四千余斤（二トン弱か）を積み込んだが、船底が海底に接して動かなくなり、金久阿はその一部を海中に投棄するよう命じた。李芸の従者と荷主はそれを禁じたが、たまたまそこに海賊船三五隻が突然現れ、掠奪を行ったという〔世宗実録〕卷六三、一六年正月庚寅条。李芸一行は衣服を奪われ、飢えに困りながら八日間歩き続け、赤間関に至り大内持世の保護を受けた。李芸は通事を京都に向かわせ、自身はその場（赤間関）で待機、副使金久阿は一行七五名を率い大内・大友・少弐氏の護送により対馬に至つたという〔世宗実録〕卷六〇、一五年六月戊子条。四カ月後に帰国した李芸は、この時の足利義教と大内持世の対応を復命した。義教は大いに怒つて大内持世に搜索を命じた。持世は配下の者二人を赤間関に派し、賊が逃げ去ってしまった捕まらなかつたことを知らせ、「進上方物・船軍雑物」を送つてきたという（同卷六二、一五年一〇月乙卯条。この「進上方物・船軍雑物」は、李芸一行が奪われた品そのものとする見解もある）。日本に使用する朝鮮使節は貿易活動を行つてはいたが、李芸もその例外でなかつたのである。

朱子学重視の政策により商人の活動が国家の厳重なる統制下にお

かれていた朝鮮王朝では、中央集権体制の下、日本渡航を許されていたのは官人のみで、渡日する官人は渡航費用調達という大義名分による一定の商業行為が許されていた。博多での綿紬の取引は私的なもので、尾道での銅の積載は、当時発行が始まつていた貨幣「朝鮮通宝」鑄造用の原料としての輸入と考えられる。因みに尾道は、中国地方産の銅の積み港であつたという（参考文献F・G）。

③堂上官（殿上人に相当）昇進と日朝通交体制の構築

世宗一六（一四三四）年以来、対馬は連年の飢饉に見舞われ、加えて世宗一八（一四三六）年末に対馬に保護を求めた（宗貞盛にとつての主君）少弐嘉頼一行の滞留により対馬の人口は飽和状態となる。以来、倭人使節を自称する者の朝鮮への渡来が絶えず、三浦の一、乃而浦の滞留倭人は千人を大きく超えた。朝鮮王朝側はそれらへの対応策を打ち出すが、倭人殺到の根源である対馬との意思疎通を行う必要性を感じ、対馬に派遣する使者の人選を進める。まず服喪中のベテラン訳官尹仁甫が候補となるが、「三年之喪」が明けていないことを理由に、数え年六八歳にもなる李芸に白羽の矢が立った（このことは、この時期、李芸と尹仁甫以外に日本側諸勢力と交渉ができ、日本事情に明るい高官がいなかつたことを推測させる）。

世宗二〇（一四三八）年、李芸は堂上官である兪知中枢院事（無任所の武官で、官位は従三品相等）となり、日朝通交体制構築に奔走する。具体的には次の三点である。

まず、文引制度の確立である。文引とは朝鮮への渡航証明書を指し、その発行はいままで宗貞盛側から提起されていた。文引発行権を確保することで、宗貞盛は、日本列島から朝鮮に渡航するすべての船から手数料を徴収できる。即ち、対馬島主宗氏にとつての朝

鮮をめぐる権益の一つなのだが、通交者殺到という状況においては、朝鮮側も日本からの通交者管理を宗貞盛に一元化するメリットに着目せざるを得ず、堂上官となった李芸はその定約に応じた。

次に、三浦以外での釣魚許可可である。三浦には一定数の倭人の居住が認められていたが、世宗二二（一四四〇）年時点では乃而浦と富山浦、特に富山浦における倭人の居住が激増していた。倭人たちには三浦における釣魚が認められていたが、このことは三浦に倭人が定住する要素にはなっても、倭人が減少する方策にはならない。李芸は、宗貞盛からの依頼にもとづき、三浦からも対馬からも遠い

西余鼠島での釣魚を提案した。対馬から西余鼠島への出漁を許可することで、三浦の人々の対馬帰還の要因になることを期待したのである。結局、釣魚候補地は孤草島（現、巨文島）となり、世宗二三（一四四一）年一月に孤草島への釣魚禁約が成立した。

第三点は、世宗二五（一四四三）年の癸亥約条（嘉吉条約）、即ち対馬から朝鮮への通行総量規制である。この約条により、対馬から朝鮮への歳遣船年間五〇隻が約定される。歳遣船数を決めることは対朝鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを決つたのだが、その説得にあたったのが李芸である。結局、折から通信使（正使・卞孝文）の一員として京都からの帰途に対馬を通つた申叔舟の説得にも応ずるかたちで、癸亥約条は締結された。

このように李芸は、一五世紀前半にできあがる日朝通交体制確立に一般的に関わっていたのである。

④ 日本事情に精通した外交官

堂上官として③の諸規定確立に関わる間にも、李芸は刻々と変わる北九州情勢に応じ、ある時には大内氏への通信使派遣を画策し、

またある時はそれと対立する少弐氏への使節派遣を上申した。対馬に対しても、島主・宗貞盛に配慮しつつ、これと対立する倭系の盛国らへの気配りも怠らなかつた。倭寇による被害を未然に防ぐため、対立する勢力の片方のみに肩入れせず、状況を見極めながら接することがこの時期の朝鮮王朝上層部の方針であった（『世宗実録』巻八七、二一年一月壬戌条）が、一再ならず倭寇・海賊と接してきた李芸は、それまでの経験からそのような姿勢を体得していたようだ。

⑤ 非常時に倭寇を捕送

世宗二五年（一四四三）年六月、中国（遼東方面）に侵攻した帰途に西余鼠島に停泊中の濟州島の貢船が、対馬および壱岐の倭寇に襲われ、多数の死者を出すという事件が起こつた（『世宗実録』巻一〇〇、二五年六月癸巳条・庚戌条等）。朝鮮王朝は、自ら派遣を願ひ出た李芸を体察使（非常時に地方に派遣される武官で、現場での全権を委任されている）として対馬に、さらに壱岐には別の官人を派遣、合計六二名の倭人を朝鮮に捕送した。このうち五七名は翌年二月に明に護送され、正統帝は褒美の勅を下し、世宗の忠誠に応えたという（参考文献H）。李芸はこのとき七一歳。『世宗実録』は、この年から翌年にかけてこの事件関連の記事が続き、倭寇の明への捕送が中朝関係史上未曾有の出来事だつたことを想像させる。そのような重大事件にかかわつた李芸の名は、その後の史書の中で記憶され続ける。王代ごとの「実録」から善政のみを抽出した『国朝宝鑑』、さらにそれを史料として編纂した類書である明宗代の『攷事撮要』、そして正祖代の『列朝通紀』である。

三 鶴城李氏の始祖として顕彰される李芸

話は大きく変わる。現在、韓国には約二万人、蔚山を中心に、李芸を始祖と仰ぐ人々がいる。彼らを鶴城李氏（鶴城は蔚山の雅名でこの一族の世居地＝本貫。蔚山は、現在の蔚山広域市）という。

一八世紀前半（英祖代）以降、鶴城李氏家門では、始祖李芸を顕彰することで一族の社会的地位をアピールする運動を進めてきた。その柱の一つは祠廟や書院の建立であり、もう一つは李芸の文集の編纂である。両者はリンクしながら今日なお続いているのだが、紙幅の関係もあるので、本稿は李芸の文集＝『鶴坡先生実紀』に絞り、その中で顕彰される李芸像を略述したい。

①『鶴坡先生実紀』の構成、および編纂過程

『鶴坡先生実紀』は李芸の文集であるが、李芸自身が残した文が皆無であるため、己亥東征（応永の外寇）時に朝鮮王朝から賜ったという「功牌」、官撰私撰の書物から李芸に関する記述を集めた「朝野記載合録」、および李芸の「従事官」が記載したという「海外日記」、そして英祖代から高宗代にかけての後孫や政府高官による数多くの顕彰文で構成される。「功牌」「海外日記」「朝野記載合録」は、いわば史料篇に相当する部分であり、顕彰文とは区別できる。数多くの顕彰文を年代別に整序すると『鶴坡先生実紀』の編纂過程を明らかにすることができ、年代別の顕彰文に描かれる李芸の人物像を分析すると、前節で明らかにした李芸とは異なる李芸が明らかになる。

結論を言えば、『鶴坡先生実紀』は、鶴城李氏の（李芸を祀る）廟・および書院の整備とリンクし、三段階にわたり編纂されていた。

第一段階は、李芸を祀る祠廟（龍淵祠）が創建された英祖一三

（一七三七）年頃からで、権相一による（李芸の）「行状」や金漢著による「諡状（諡号の請求状）」をはじめとする八本の顕彰文、および「功牌」、「朝野記載合録」のうちの『東国輿地勝覽』『攷事撮要』『国朝宝鑑』など四点が（その年代からみて）この時期までに収集されていたようだ。次に第二段階は、祠の移建（現蔚山市街から西方の山中に移建し、石溪祠と改名）を経た正祖二二（一七九八）年頃である。後孫李養吾による「石溪祠移建開基祝文」等七本の顕彰文および題詠が備えられ、丁範祖から「序文」・李家煥から「識」を得て、『鶴坡先生実紀』の原形が整ったのがこの時期である。第三段階は、一九世紀後半である。史料篇では「朝野記載合録」のうち「震乗」「列朝通紀」など五本、そして次項で述べる「海外日記」が増補された。さらに金炳学による「諡状」をはじめとする九本の顕彰文、同じ金炳学による「序文」「跋」、そして後孫李璋燦による「後識」を備え、高宗九（一八七二）年、『鶴坡先生実紀』は刊行にいたった。

②『鶴坡先生実紀』に登場する李芸像

『鶴坡先生実紀』所載の顕彰文を熟読すると、前節で述べた日朝関係史上の官人李芸とはかなり異なる人物像を確認できる。まず、第一段階（英祖代）においては「蔚州の記官（吏）時代に上司であった李殷に忠誠を尽くしたこと」「太宗代に日本・琉球に一三度使行したこと」「己亥東征において中軍兵馬副帥として活躍し、功牌を賜受したこと」「正統癸亥年に明を侵し対馬に戻った倭寇を連行したこと（後に倭寇は明に護送）」「子・宗実は水軍節度使として三度対馬を討伐したこと」「子・宗謹は行文義果令だったこと」の六つの顕彰内容が確認できる。第二段階（正祖代）の顕彰文からは新た

な顕彰内容は確認できず、第三段階（哲宗・高宗代）において「子・宗根（宗謹）の娘婿であった人物にまつわる話」「後孫は壬辰倭乱の時に六人の義士（義兵）を輩出した」の二要素が加わる。顕彰要素増加の直接の要因は、第三段階における史料の増補である。鶴城李氏家門の後孫たちは、新史料を増補しつつ李芸の顕彰要素を追加補充していたのである。

これらの顕彰要素を一瞥すると、そこから抽出できる人物像は、
i. 上司や明との関係を前面に出すような、いわば朱子学的価値に適合する側面の強調

ii. 己亥東征における武人としての側面・壬辰倭乱における武門の家門としての一族の強調

の二点に集約することができる。朝鮮にとつて対外危機の時代であった一九世紀という時代に適合する顕彰要素であるといえよう。

③『鶴城先生実紀』における「功牌」と「海外日記」の信憑性

『鶴城先生実紀』所載の「史料」としては、「朝野記載合録」所載の文献のほか、己亥東征時に賜ったという「功牌」と、匿名の「従事官」が記録したという「海外日記」があるが、双方とも史料批判に耐えられるような代物ではないこと判明した。

まず「功牌」が一次史料として疑わしい理由を列挙する。第一に、発行年月とその時点での李芸の官位を確認すると、永楽一九（一四二一）年七月で李芸は正四品となっているのに対し、『世宗実録』にはその前年に従三品官であったことを示す記事が存在する。前年従三品であった者が降格されてから表彰されるというのは、いかにも不自然である。第二に、「功牌」は永楽一九（一四二一）年六月一七日に兵曹判書（防衛庁長官に相当）趙末生が宣旨を報じ発行し

たことになっているが、日本関係記事が充実している『世宗実録』にそのような宣旨の記載はない。第三に、権相一「行状」には「壬癸の兵乱（壬辰倭乱）」を経て文籍が焼けたとあるにも拘わらず、「功牌」の内容のみが正確に伝わっているというのも不自然である。

次に「海外日記」である。こちらはいくつかの官撰史料と文面が酷似する箇所が一つや二つではない。琉球への使行を述べた部分は『海東諸国紀』の中の「琉球国記」と同じ文を含み、己亥東征における兵の動きは『世宗実録』巻四（世宗一年五月～七月の記事を所載。因みに己亥東征の出兵から退却までの兵の動きは、これ一冊を讀めばほぼ完璧につかめる）と酷似する文が数多い。『世宗実録』のダイジェスト版である『国朝宝鑑』『世宗朝』をそのまま写したと思われる部分もある。「匿名の（従事官）が記したのだろう」とする冒頭の一文と考え合わせれば、「海外日記」は何者かが操作した「史料」と考える方が自然である。「実録」は国王といえどもその閲覧が許されぬほど厳しく管理されていたのだが、この「海外日記」を執筆した何者かは、その中の『世宗実録』巻四のみを閲覧していたようだ。紙幅の都合で詳細な論証は省くが、私は「海外日記」の「執筆」を一九世紀半ば過ぎと推測した。

そもそも、李芸が生きていた時代の『世宗実録』の己亥東征部分に「李芸」の名は一箇所も登場せず、冒頭で触れた卒記（卒伝）にも、己亥東征に関することがらは含まれない。李芸が己亥東征に参加していたという確証は、ほぼ同時代の史料からは得られないのである。にもかかわらず、一門の中では（少なくとも一七世紀後半には）「功牌」が伝承され、一九世紀後半に増補された史料からは壬辰倭乱時に多くの義士を輩出した家門と自覚されていたのである。

四 二〇世紀以降の李芸顕彰

存命時の「実録」からは、一五世紀前半の日朝関係史の様々な倭寇の被害者として、外交官として、貿易「商」として―側面を読みとることができたのに対し、一九世紀後半に刊行された『鶴坡先生実紀』における李芸は、己亥東征時のヒーローとして顕彰されていた。対外危機の時代に合った、武官としての人物像であった。

その後も「鶴城李氏」家門による李芸の顕彰事業は、間歇泉のように現在まで続いている。

二〇世紀初頭の大韓帝国期、李芸には没後四世紀半を経て「忠肅」という諡号が授与された。韓国併合条約が「締結」されるわずか二カ月前のことである。一九一二年には『鶴坡先生実紀』に『大東紀年』『東国史略』の二文献から「朝野記載合録」が増補された。

戦後、朴正熙政権期（一九六七年）に『鶴坡先生実紀』は大幅に増補される。影印本の刊行により「実録」が容易に閲覧できるようになったため、「実録」中の李芸が登場する記事をそのまま抜粋して掲載し、『鶴坡先生実紀』の誤りを正そうとしたようである。李芸の渡日回数や生没年はここで訂正され、本報告二節で述べた李芸の多様な活動を読みとることが可能にはなったが、一方では三節で触れた史料・顕彰文もそのまま残った。それどころか己亥東征を扱った『世宗実録』巻四の一部を、李芸が参戦しているよう操作し、武官としての側面を依然色濃く残した。跋文はこの直後にKCIA（韓国中央情報部）長官となる李厚洛（李芸の一六世孫で、一九七二年の南北共同声明にあたり極秘に訪朝していたとされる人物。金大中拉致を指示したのもこの人物と言われる）が記している。増補は一九七九年にも行われ、書名も『鶴坡先生増補実紀』となった。

二一世紀に入り、周知のように、日韓はワールドカップを共催し、現在も韓流ブームが続く。「日韓友情の年」であった昨年二月、韓国の文化観光部は李芸を「今月の文化人物」に選定した。これにもない、鶴城李氏の後孫たちは、韓日関係史学会の研究者や、李芸が数多く訪れた対馬の郷土史研究家の協力を得て、活発に活動した。彼ら是对馬・円通寺に「通信使李芸功績碑」を建立して十一月にはその除幕式を挙行した。一門出身の李明勲氏は高麗大学の教授であるが、彼が出版した『李芸の使命』という書籍は、彼の論文「朝日文化交流の先駆者―通信使李芸の生涯と業績」をはじめ、一九八〇年代以降の李芸に関する三本の論考を収める。文化観光部発行のパンフレットを見ると、李芸は、たびたび日本を訪れ、「通信使」として、相互の文化交流に貢献した人物として描かれる。李明勲氏の論文も『世宗実録』記事を中心に書き進められ、『鶴坡先生実紀』で強調された己亥東征には触れない。一見『鶴坡先生実紀』と矛盾するようだが、「日本における韓流」「日韓交流」といった「現在」という「時代に適合する部分を切り取って顕彰」しているという点では、それまでと同じである。蔚山では、今世紀に入ってから李芸を祀る二つの書院―石溪書院と龍淵書院―がリニューアルされた。これらの事業は一九九〇年代後半から数年をかけて行われており、先ほどの「今月の文化人物」選定はその延長上に位置すると考えられる。

鶴城李氏家門における李芸顕彰が盛り上がる時には、必ず中央政府の高官が絡むという特徴がある。即ち、英祖代における権相一・正祖代における丁範祖・高宗代における金炳学、そして朴正熙政権期における李厚洛であった。今回も、家門と政府（文化観光部）を

つなくキーマンがどこかにいるのではないか。

五、おわりに

朝鮮初期（日本史では中世後期）の日朝関係を理解する上で、李芸という人物は、申叔舟とならば、朝鮮王朝側のキーマンとして教材化も可能な人物の一人である。通常の日本史授業において、李成桂・李舜臣・安重根といった、朝鮮半島史において民族的評価が高い人物を取上げることも他者理解という観点からは必要だが、このような知日的外国人を教材化することも、複眼的な自己理解という観点から肝要である。

それにしても、その基礎となる人物像が、現代の韓国にいたるまでの人物像の伝承過程において、（李芸の場合）家門の始祖顕彰という要因によって変容し、時代により矛盾した人物像があらわれるという事実をどのように考えればよいのだろうか。

李芸らがつくりあげた日朝通交体制をさらに固め、『海東諸国紀』を撰した申叔舟は、日朝関係史上のみならず（首相に相当する領議政をも務めたこと）李芸とは比べものにならないほど朝鮮半島史における存在感は大きいのだが、一門の中ではあまり顕彰されていない。一五世紀半ばに起こった、朝鮮王朝七代目の国王世祖の王位篡奪事件に加担した（朱子学を冒瀆する行為を行った）と見られているが故である。

日本人から見ても明らかに大きな功績を残している人物が顕彰されず、一方では、（必要とあれば史料の操作まで行つて）その時々々の時代状況に人物像をタイプチェンジさせ（あるときは「武官」、そしてあるときは「通信使」）顕彰される人物もいる。顕彰の動機は、

その人物を始祖に持つ現代韓国の氏族のアイデンティティー・社会的地位の確認であり、しかも、どうも韓国の歴史学がそれらに少なからぬ影響を受けているらしいことが問題なのである。我々は李舜臣や安重根の「物語」も、解明する必要があるのかもしれない。

〈主要参考文献〉

- A. 中村栄孝『日鮮関係史の研究（上）』吉川弘文館、一九六五
より「九『海東諸国紀』の撰修と印刷」
- B. 田中健夫『東アジア通行圏と国際認識』吉川弘文館、一九九七より「第四『海東諸国紀』の日本・琉球図」
- C. 中村栄孝『日本と朝鮮』至文堂、一九六六
- D. 長 節子『中世日朝関係と対馬』吉川弘文館、一九八七
- E. 関 周一『中世日朝海域史の研究』吉川弘文館、二〇〇二
- F. 小葉田淳『金銀貿易史の研究』法政大学出版社、一九七六より「中世における日朝銅貿易」
- G. 歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年より須川英徳「朝鮮時代の貨幣」
- H. 有井智徳『高麗李朝史の研究』国書刊行会、一九八五より「十四・五世紀の倭寇をめぐる中韓関係」